

## 医師の宿日直許可と社会保険労務士の役割

人間・労使関係自主研究会  
北 千陽(大阪いずみ支部)

### はじめに

近年、医師の働き方改革により、時間外労働上限規制や宿日直許可などが注目されています。本稿では、医師の業務や勤務スケジュール、医療現場についてお伝えし、社会保険労務士が地域医療を守るためにできることを考察します。

### 1. 宿日直許可の急増

近年、医師の宿日直許可が増加しています。厚生労働省と日本医師会の働きかけにより、各医療機関で積極的に申請されています。これまで猶予されていた時間外労働の上限規制が2024年4月から医師にも適用されることとなり、夜間勤務のうち宿直の勤務時間が上限規制等の労働時間規制から適用除外される法的効果が生じる宿日直許可が重視されるようになりました。申請内容はさまざまですが、許可されなければ医師確保や病院運営に影響を及ぼす可能性があります。【1】

また、医療従事者の勤務環境改善を支援している各都道府県・医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)も宿日直許可の申請を支援しています。同センターには、社会保険労務士も所属しています。

【1】次の資料に相当数の医療機関が医師の宿日直許可を受けていることが記載されている。

「医師の働き方改革と地域医療への影響に関する調査結果」(日本医師会、令和5年)

[https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20231129\\_2.pdf](https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20231129_2.pdf)

### 2. 夜勤と宿直

夜勤と宿直は、医師の労働時間に大きな影響を与えます。夜勤は通常業務を行い、宿直はごく軽度の業務または待機をすることが一般

的です。以下は、医療機関における用語の一覧です。

夜勤	夜間に通常業務を行う勤務。救急搬送された人、夜間受診した人の診察等。宿日直許可の対象とならない。
宿直	夜間に通常業務とは別の、ごく軽度の業務のを行う勤務。 許可基準を満たせば宿日直許可の対象となる。
当直	業界用語。通常の勤務時間外における交代制・当番制による勤務。宿直も当直の中の1つ
ねとうちよく寝当直	業界用語。睡眠時間が皆無に等しい夜勤と比べて、十分に睡眠出来る当直勤務

### 3. 典型的な許可事例

下記は医師の宿直が宿日直許可された事例です。

- 通常勤務 所定始業9時、終業17時。所定休日は週1日以上
  - 宿直勤務 1人につき週1回以内。17時から翌日9時まで
  - 勤務態様 宿直室で待機、軽度および短時間の救急外来や病棟での業務
- この事例で1人の医師のある週の所定労働時間、宿直は次図の通りでした。

	0	9	12	17	24
日	休日				
月		通常勤務			
火		通常勤務			
水				宿直勤務 →	
木	← 宿直勤務				
金		通常勤務			
土		通常勤務			

宿直の時間帯に同じ病院には救急患者に対応する医師や、入院病棟を担当する看護師が夜勤をしています。宿直の医師は宿直室で待機しますが、入院病棟の看護師が患者の急変について宿直の医師に電話連絡することもあります。

電話連絡があると宿直の医師は宿直室のパソコンから電子カルテを参照します。この事例では看護師に投薬などを指示して対応を終え、病棟には出向かないことが多い実態でした。十分睡眠できる寝当直といえる事例です。

#### 4. 許可基準

宿日直許可申請に対し所轄労働基準監督署長が許可する基準は、厚生労働省が行政通達により許可基準として定めています。医師以外も含む一般的な許可基準の概要は次の通りです。【2】

##### (1) 勤務の態様

常態としてほとんど労働する必要がない勤務。通常の労働の継続は許可しない。

##### (2) 宿日直手当

1回の宿直手当は同種労働者・通常賃金額の1人1日平均額の1/3以上等。

##### (3) 宿日直の回数

宿直は週1回、日直は月1回以内とすること。ただし例外の定めもある。

##### (4) その他

宿直は相当の睡眠設備の設置を条件とすること。

医師については上記の一般的な許可基準のほか、医師・看護師等の宿日直許可の基準も定められています。この許可基準の通達は令和元年に変更されました。【3】

【2】昭22.9.13 発基17号、昭63.3.14 基発150号

【3】令元.7.1 基発0701 第8号(以下「新通達」という。)

#### 5. 勤務の態様

許可基準では医師の宿直許可についても通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであることが必要とされます。例えば17時から翌日9時までの宿直について許可申請をしたとき、実態として17時までと同じ診察業

務が19時まで継続しているなら、そのままでは許可されないこととなります。

また、宿日直中に従事する業務は、一般の宿直業務以外には特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ることとされています。

このような業務の例として新通達には次の記述があります。

- 医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等...や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
- 医師が、外来患者の来院が通常想定されない休日・夜間...において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと

新通達は所属診療科、職種を限定した宿日直許可がありうるとしています。宿直のうち外来患者の対応業務については許可基準に該当しないが、病棟宿日直業務については許可基準に該当するような場合については、病棟宿日直業務のみに限定した許可も可能であると例示しています。

#### 6. 宿日直手当

1回の宿直手当は同種労働者・通常賃金額の1人1日平均額の3分の1以上が許可基準です。医師の宿直手当は筆者の知る範囲では1回5万円から10万円程度です。

許可を受けた宿直中でも通常の勤務時間と同態様の業務が発生することが考えられます。新通達は通常の勤務時間と同態様の業務として、医師が突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等に対応することを例示しています。そしてこのような業務が稀にあっても、一般的にみて、常態としてほとんど労働することがない勤務であり、かつ宿直の場合は夜間に十分な睡眠が取り得るものである限り許可を取り消す必要はないとしています。

あわせて、新通達では許可された宿日直中であっても通常の勤務時間と同態様の業務に従事した時間については労基法33条または36条1項による時間外労働の手続がとられ、

同法 37 条の割増賃金が支払われるよう取り扱うこととされています。

このため宿日直許可を受けて宿日直手当を支払っていても、通常の勤務時間と同態様の業務に従事した時間については別途に把握、記録して時間外労働の上限規制を遵守するとともに、割増賃金を支払う必要があります。

## 7. 宿日直の回数

許可基準は許可できる宿日直の勤務回数を宿日直については週1回、日直について月1回を限度としています。ただし、次のいずれにもあたる場合はこれを超える許可も差し支えないことも定めています。

- (1)法律上宿直又は日直を行いうるすべての者にさせてもなお不足である
- (2)勤務の労働密度が薄い

このため医療機関によっては週2日以上宿日直が可能な許可がされていることがあります。

## 8. 睡眠設備

許可基準が定める睡眠設備は、宿直医師が適切な休息を取るために重要です。許可基準には詳細な記述がありませんが、ベッド、布団、エアコンなどは最低限必要な設備です。

## 9. 実地調査

宿日直許可を受けるには、所轄労働基準監督長に断続的な宿直又は日直勤務許可申請書(労働基準法施行規則様式第10号。正副あわせて2部)を提出します。勤務態様や手当額の資料提出を求められることもあります。求められる資料は事案ごとに相違することもあるようです。申請前に担当官に相談するのがスムーズかもしれません。

申請があると、所轄労働基準監督は書類審査だけでなく、担当官が実地に事業場を訪問して実地調査をしているようです。筆者が知る例では、担当官は予め打合せの上で、宿日直の時間中ではなく日中に訪問され、宿直室は実際に見て確認されました。

## 10. 社会保険労務士の役割

医師、医療機関以外でも許可を受けない宿日直勤務は多数あるかと思われます。宿日直許

可を受けずに宿日直勤務に対して割増賃金を支払わない等は労働基準法違反であり、労使紛争の原因にもなります。社会保険労務士の役割として、まずは許可が考えられる勤務について許可申請を提案することがあります。

許可を受けた宿直であっても前述のとおり通常の勤務時間と同態様の業務が発生した場合は労働時間の集計に算入して時間外労働の上限規制等を遵守し、割増賃金を支払う必要があります。さらにこのような業務が稀ではなく、宿日直勤務が許可された勤務態様と相違するようになった場合は労働時間制度の見直しも必要となります。このような対応は社会保険労務士が関与できることだと思われます。

また、宿直の開始、終了時刻変更など、許可を受けた宿日直の勤務態様が変化すると宿日直許可の再申請が必要となる場合があります。宿日直許可を受けてから年月が経過すると担当者も交代して許可に関する知識、経験が引き継がれていないことも考えられます。継続的に関与する社会保険労務士であれば勤務態様の変化に応じた再申請等の対応も提案できそうです。

## まとめ

近年まで、医師の宿直は無許可で行われている医療機関が多数存在したと考えられます。しかし、今後は労働基準監督署の許可を得て医師の宿直を行うことが当然とされるでしょう。宿日直許可は申請書類を作成して許可を得るだけでなく、許可後の適切な運営と管理も重要です。

また、ひとりの地域住民として夜間緊急受診が必要な場合は受診すべきですが、「なるべく日中に受診する」「アルコールの摂取は適量にする」など、一人一人が適切に健康管理を行うことで宿直医の業務を削減できます。医師の健康と地域医療を守るために、皆さまのご協力をお願いいたします。

(編集補助 人間・労使関係自主研究会 伊丹匡哉)